

7小商第3100号  
令和8年4月 8日

小牧商工会議所  
会頭 社本 光永 様

小牧市長 天野 正基

平素は、地域経済の振興にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、2025年11月25日付け小商議発第43号でご要望いただきました内容につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

記

## 1. 地域限定商品券（こまきプレミアム商品券）発行事業について

### （1）事業継続の支援について

小牧市のご支援の下、当会議所にて実施しておりますプレミアム商品券発行事業は、市内小規模商業者・サービス業者等の事業活動の支援を主眼に置いて実施してまいりました。

主な経済効果として市内消費者の購買力が市外に流失しないようにするとともに、市内での消費喚起促進という目的を着実に果たし、2007年の同事業開始以降地域経済の下支えに大きな効果を発揮しております。

つきましては、2026年度以降も2025年度同規模の「販売総額12億円、プレミアム率20%」あるいはそれ以上の商品券事業に向けた支援を要望いたします。

### 【回答】商工振興課

こまきプレミアム商品券発行事業につきましては、貴所のご尽力のもと、長年実施してきているものであり、毎年、多くの市民に購入していただき、市民生活支援と市内の商業者支援に繋がっているものと考えております。

令和7年度につきましては、依然として続く、物価高対策として、国の交付金を活用する中で、プレミアム率を20%、発行セット数を12万セットの拡充を維持することとし、予約段階で完売したところ です。

そうした中、国においても物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、新たに重点支援地方交付金を拡充するとのことです。

こうした動向を踏まえ、本市としては、令和8年度も引き続き、こまきプレミアム商品券発行事業を維持、継続してまいりたいと考えているところであります。

### （2）独自システムによる電子化の実現に向けた支援について

上記（1）でも述べましたように、本市において長年実施されてきたプレミアム商品券発行事業は、市内消費喚起を促進し、商業者・サービス業者の事業活動を支える重要な施策として定着しております。

現在、当所の事業は、紙媒体のみの商品券発行です。しかしながら、全国的にキャッシュレス決済の普及が急速に進展し、経済産業省のデータでは2024年にはキャッシュレス決済比率が42.8%に達し、特にQRコード決済は利用額13.5兆円と拡大し、クレジットカードに次ぐ決済手段として定着しております。こうした状況を鑑み、消費者のニーズに十分に応じるには、従来の紙媒体から電子商品券への移行が不可欠と考えます。

一方、既存のキャッシュレス決済においては、7月に実施した加盟店アンケートの結果では約70%の加盟店が決済手数料負担を経営上の課題としており、既存決済方法では利用拡大に限界がございます。

そこで、独自決済システムを導入し、既存決済方法よりも加盟店にとって負担の少ない手数料体系を組み入れた電子商品券制度によって、消費者にとっては利便性の向上や紛失・破損が起きない安全性の確保を、加盟店にとっては人材不足の中における集計・換金のシステム化による事務負担の軽減および経費負担の軽減を、行政にとっては商品券を活用した経済施策の迅速な対応を可能にし、市全体の経済活性化に大きく寄与するものであります。

つきましては、電子商品券導入に向け、下記の支援を要望いたします。

- ① 既存キャッシュレス決済より安価な決済手数料で運用できる独自決済システム構築費及び電子商品券発行に向けた費用の補助
- ② 電子商品券利用者拡大に向け、小牧市が敬老祝いや定住促進支援等で使用している贈答用商品券の順次電子商品券への切り替え

## 【回答】商工振興課

商品券の電子化に向けては、貴所においてもプロジェクトを設置し、様々な検討をされてきたところであり、市としましても、日々、進歩する新たな手法を含め、調査研究を進めてまいりました。

今回、ご提案のありました、より安価な決済手数料で運用できる独自決済システムにつきましては、地域通貨を視野に入れたシステムであると考えますが、全国的な事例を調査したところ、地域通貨の定着には様々な課題があり、運用に苦慮していたり、運用を断念した事例も多い状況であります。

そのため、電子化に向けては、市内の小売商業者にとって使いやすく、商業活性化につながる手段により、迅速かつ慎重に検討していく必要があると考えているところであり、また、実施するにあたり、まずは実証実験という形で、実施をし、市民、商業者のニーズやご意見をしっかりお聞きし、評価検証をしていく必要があると考えているところです。

また、贈答用商品券につきましても、これまで、紙媒体として市民に定着してきた地域限定商品券を、まちの健康（元気）と支え合いの地域循環を目指し、敬老金や支え合い・健康ポイント制度のほか、様々な施策において利用しているところでもあります。よって、これらの贈答用商品券の電子化への切り替えにつきましても、実証実験の結果を評価検証したのち、判断すべきものと考えているところです。

いずれにしましても、多岐にわたる事業においてデジタル化の流れは必然的と認識していることから、本市における商品券事業につきましても、貴所とともに、より効果的なシステム導入の検討をしていく考えであります。

## 2. 災害発生時の対応について

当地域では南海トラフ地震の発生が懸念される中、日本の各地で地震の頻度が増し、また、地球温暖化に端を発する台風の勢力増大や線状降水帯の停滞に伴う豪雨水害など、自然災害の影響あるいは被害の甚大化が年々増してきていると思われま

す。そのような状況下において、災害発生時の対応の観点から以下を要望いたします。

### (1) 災害発生時の中小企業被害状況把握の仕組みに係る愛知県への働きかけについて

愛知県が策定しております「災害時の中小企業被害状況把握スキーム」においては、災害発生時における企業の被害状況を、地元商工会議所等が中心となって現場調査し、愛知県へ報告する体制が構築されていると承知しております。このスキームは、地域経済の早期回復に資する有効な仕組みであり、重要な役割を果たすものと認識しております。

一方で、昨今ではネットワーク環境の整備や情報通信技術（ICT）の進展により、情報の収集・共有の在り方にも大きな変化が生じております。これらの技術を有効活用すれば、災害時においても関係機関が円滑かつ迅速に被害情報を把握でき、正確な判断につなげることが可能になると考えられます。

つきましては、小牧市におかれましても、愛知県に対し下記の主旨で働きかけを行っていただきますよう要望いたします。

- 1) 愛知県が主体となり、災害時における企業の被害情報の収集に関して、ICT技術（クラウドサービス、Webフォーム、GIS連携など）を活用した新たな情報収集・共有システムの構築を検討いただきたい。
- 2) 新たな情報収集策により、商工会議所や市職員が現場で長時間を要する従来の調査手法から脱却し、短時間かつ正確な情報収集が可能となることによって被災事業所の経営相談に専念できるよう支援していただきたい。
- 3) 上記の取り組みを通じて、災害対応の迅速化および地域経済の早期復旧につながる体制の整備を図っていただきたい。

### 【回答】商工振興課

愛知県では被害状況を迅速に把握するために、愛知県防災情報システムによって市町村との被害状況の共有を図っています。このシステムにおいては発災初動時における自治体としての迅速な対応が必要な、人的被害、住家被害、土木関係被害の項目が中心となっており、商工関係被害については被害金額の把握の項目があるのみで、具体的な被害状況を共有できるものとはなっていません。

地域経済活動の早期復旧は住民の生活に直結するためにも重要であり、その対策を迅速的確に講じていくためにも、商工関係被害の把握におけるICT技術を活用した情報収集・共有システムは有効と考えますが、防災部局が中心に運用されている愛知県防災情報システムでは限界があります。

このような状況を踏まえ、災害発生時における企業被害の情報収集・共有システムの構築について、4月に開催される愛知県市長会に議題として提出し、要望してまいります。

## (2) 災害発生時に事業所から排出される廃棄物処理への対応について

事業所等から排出される廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。それを前提として、小牧市では「小牧市災害廃棄物処理計画（平成29年11月策定、令和5年3月改定）」において「事業所等から排出される災害廃棄物については、事業者が自ら処理等を行うことを基本とするが、大規模災害の発生後に国が示す取扱いに準じて対応する」と記載されております。

豊川市では、2023年6月2日の台風2号豪雨水害において、愛媛県松山市では、2023年6月30日の豪雨水害において、双方甚大な被害が発生し、その災害の甚大さから、事業所排出の災害廃棄物を無償で処理する方針に転換したと聞き及んでいます。

災害発生時において事業所が自己負担で災害廃棄物を処理せざるを得ない場合、その費用負担が復旧を遅らせ、地域の経済活動にも悪影響を及ぼす懸念があります。また、事業所から排出される災害廃棄物に対して地方自治体が柔軟な対応を行うことは、事業所にとって事業継続への支援となり、事業再開のスピード向上、災害による不安からくる廃業の防止、雇用の維持・確保などによる市内経済活動の早期復旧および関連産業への波及的支援につながります。さらには、当該地域自治体の災害支援力の向上および地域の安心感の醸成にもつながるものと思われまます。つきましては、災害の規模や状況によっては、国が大規模災害発生後に示す取扱いに準ずるのみならず、被災後の早期復旧に向け、事業所から排出される災害廃棄物の収集運搬や処理手数料の減免等について状況に応じた迅速かつ柔軟な対応を行っていただきますよう要望いたします。

### 【回答】ごみ政策課

事業所から排出される廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により事業者が処理する責務を負うこととされています。

しかしながら、東日本大震災以降の大規模災害で得られた教訓を踏まえ、「災害対策基本法」や「災害廃棄物処理特別措置法」等により、甚大な災害時には自治体が地域全体の復旧を目的として、事業系廃棄物を含めた災害廃棄物を処理するなど、事業者に寄り添った対応が取られています。

本市におきましても、災害時の被害状況を踏まえ、国・県と連携しながら、必要に応じ柔軟に対応したいと考えております。

以上